

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：募集

令和5年3月13日

埼玉県消費生活審議会委員の公募について

埼玉県では、「埼玉県消費生活審議会」に広く県民の皆様の意見を反映させるため、委員の一部を公募します。

同審議会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要事項を調査審議しています。今回募集する委員は2名で、応募の締切りは4月13日（木）（当日消印有効）です。

●公募の概要

1 応募要件・資格

- (1) 県内に在住、在勤又は在学し、令和5年4月1日現在18歳以上の人（ただし、埼玉県職員及び埼玉県職員であった者（退職後2年以内の者に限る）を除く）
- (2) 平日の会議（年2回程度）に出席できる方

※ 過去の審議会開催結果については、県消費生活課ホームページを御覧ください。

県消費生活課ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/sshingikai/index.html>

2 任期

令和5年6月1日から令和7年5月31日（2年間）

3 募集人員

2名

4 応募方法

以下の書類を郵送又は電子メールで、県消費生活課へ提出してください。

- (1) 履歴書（所定の様式があります。）
- (2) 作文（800字程度、ワープロ作成の場合は、A4判用紙 横書き）

テーマ「最近の消費者問題と行政の役割について」

※ 募集案内及び履歴書（様式）は、県消費生活課、県消費生活支援センター、各県地域振興センター又はホームページで入手できます。

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/koubo03.html>

5 募集期間

令和5年3月13日（月）から令和5年4月13日（木）（当日消印有効）

6 選考方法

- (1) 1次選考：提出書類（履歴書、作文）により選考を行います。
- (2) 2次選考：1次選考を通過した方を対象に面接による選考を行います。

※ 2次選考は、5月上旬を予定しています（日時は、1次選考の結果通知でお知らせします。）。

7 報酬等

審議会に出席した場合は、県の規定に基づき報酬及び交通費をお支払いします。

8 その他

提出書類は返却いたしません。

なお、提出書類の個人情報については、委員の選考以外には使用いたしません。

9 応募・問合せ先

埼玉県県民生活部消費生活課

住 所 : 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電 話 : 048-830-2938

電子メール : a2930-02@pref.saitama.lg.jp